

議案第14号 甲賀市いじめの防止条例の制定について、また、ただいまの文教常任委員会の委員長報告に反対の立場から討論します。

まず最初にいじめ防止に関する基本的立場をのべます。

日本共産党は、2012年11月に、提案「『いじめ』のない学校と社会を」を発表し、第一に目の前のいじめから子どものかけがえのない命、心身を守り抜くとりくみ、第二に根本的な対策として、いじめの深刻化を教育や社会のあり方の問題ととらえ、その改革に着手するとりくみを提唱しました。

この提案には、いじめ防止に関する法的整備の検討も含まれており、子どもたちの幸せを第一に、その安全と人権を保障する法律を、国民的な検討を踏まえてつくることを呼びかけています。

「いじめ」防止に関する法制化については、人権侵害と暴力性を明確にした「いじめ」の定義、子どものいじめられず安全に生きる権利、学校・行政の安全配慮義務、行政への条件整備の義務付け、被害者と家族の「知る権利」などが国民的に検討され、明確にされる必要があります。

同時に法令によって子どもの言動を細かく監視したり、厳罰主義を導入したり、学校での教育活動や家庭での子育てに不当な介入を進めることは、学校や家庭を息苦しい場にして、むしろ「いじめ」を広げることになります。そうした「いじめ」問題の解決に逆行する法令には反対しています。

今回の条例案は、第一条で「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえとあります。

この推進法は昨年6月21日に衆参わずか4時間の審議で、関係者、当事者などからの意見聴取もせず押し通し、自民、公明、民主、維新、みんな、生活の賛成多数で可決されたものです。日本共産党と社民党は反対しました。

この推進法は、①いじめを厳罰によって押さえ込み、子どもの心をさらにゆがめ、子どもと教員の信頼関係を壊すなどいじめ対策に効果がなく、悪影響を及ぼす、②いじめ対策としては限界のある道徳教育を中心にすえ、上から押し付けている。③保護者に「規範意識を養うための指導」を求めており、自主的な子育て、家庭教育を否定しかねない。④遺族の「知る権利」が明確にされていない、など大きな問題点があります。

今何よりも大切なことは、子どもがいじめられずに安心して生きる権利を明確にし、厳罰ではなく、いじめから子ども自身が人間的に立ち直れるように支えることこそ求められているのではないのでしょうか。国民的、社会的議論と一体で取り組むことが必要だと考えます。

以上の立場から今条例案の反対理由を述べます。

まず第一は、いじめ防止条例に対する基本的な視点として以下が大切と考えます。こどもの権利としていじめを受けないことがあり、それを保障するために、行政や公教育、地域社会がどういう条件整備などの責務を果たすかをめいかくにすることであり、憲法と子どもの権利条約の立場に立った条例であるかどうかということです。そのためにも、教職員、いじめ被害者と関係団体、いじめに取り組んでいる弁護士や医師、研究者、臨床心理士などの専門家、保護者や何よりも当事者の子どもの意見をよく聞き反映させることが必要です。検討過程自身が財産になるのではないのでしょうか。その点で、今回の上程は今議会に突然上程されたものであり、条例案に対する質疑でも、条例の必要性は強調されたが、幅広い検討や時間をかけた準備が行われていないことが明らかでした。

パブリックコメントもおこなわれず、市の掲げる「市民との協働」の考えにも沿っていないといわなければなりません。市民との合意は市政運営の根本問題と考えます。

第二に、いじめ防止基本方針について推進法13条で策定を義務付けています。条例案質疑の中で3月末に各学校での基本方針が策定とあり。市の基本方針もパブリックコメントも含め準備しているとのことでした。今大切なことは、これら基本方針をもとに、子どもを守り、権利を保障するために何をなすべきかを話し合い、子どもの悩みや願いに応える施策を実行していいことではないのでしょうか。それらの集大成として条例制定を進めていくのが筋道ではないか考えます。

第三に、第7条で「子どもの役割」があります。いじめはもとよりナイブな問題で、当事者自身に「努めなければならない」と命じることがはたして妥当かどうか。努めていない子どもは条例違反となります。いじめ防止条例に子どもの役割は不要ではないかと考えますが、子ども自身の意見は聞かれたのかどうか。疑問とするところです。

以上、問題点の指摘と提案をして反対討論とします。